

柴田町住民投票条例 逐条解説

平成25年4月

柴 田 町

目 次

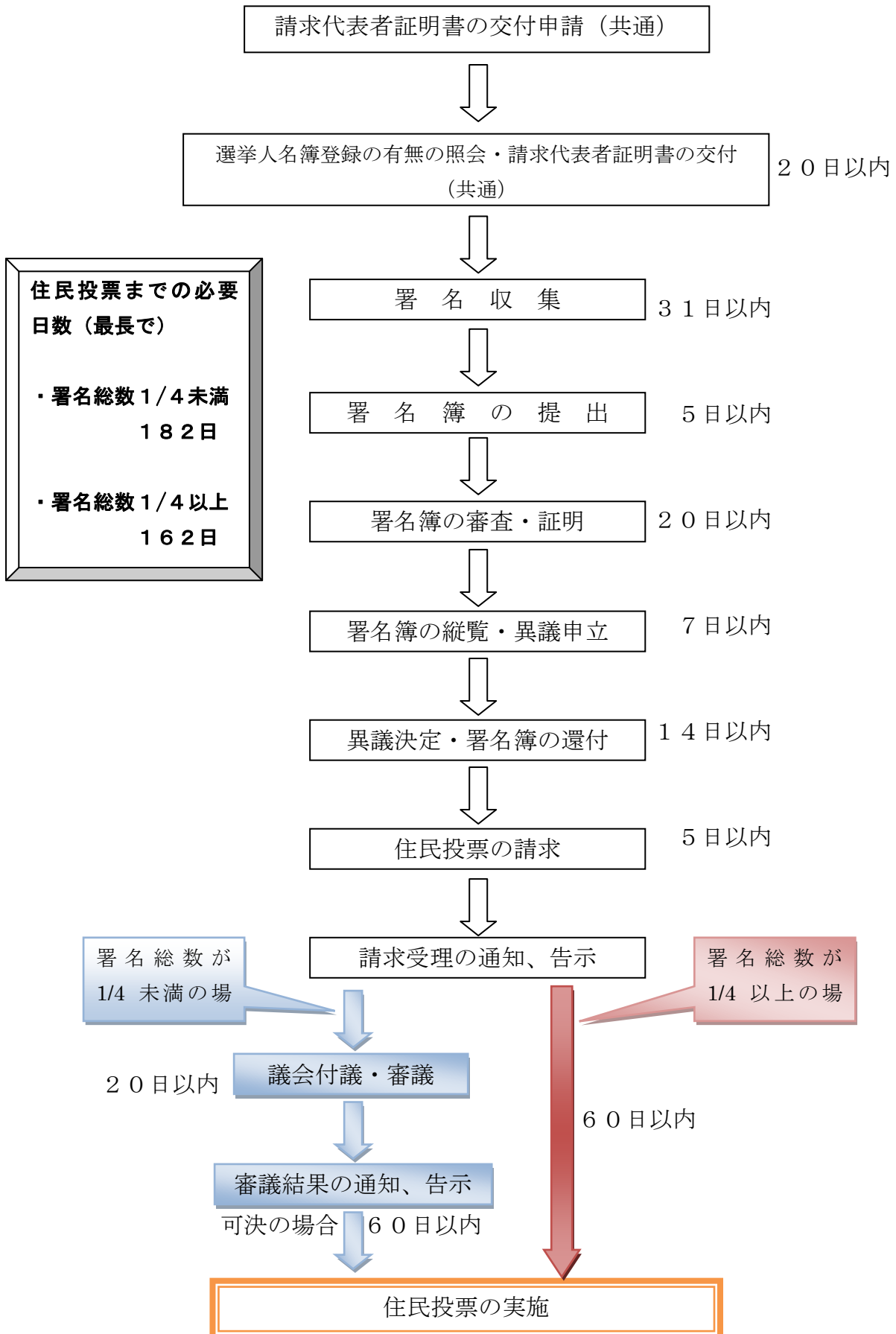
住民投票条例制定の趣旨	2
第1条 目的	4
第2条 住民投票に付することができる重要事項	4
第3条 投票資格者	7
第4条 住民投票の発議及び請求	9
第5条 住民投票の請求手続等	10
第6条 請求代表者証明書の交付等	12
第7条 住民投票の形式	13
第8条 住民投票の執行	13
第9条 投票資格者の登録	14
第10条 住民投票の請求に必要な署名数の告示	15
第11条 住民投票の期日	15
第12条 投票所	16
第13条 投票の方法	16
第14条 投票所における投票	17
第15条 期日前投票等	17
第16条 無効投票	18
第17条 情報の提供	18
第18条 投票運動	19
第19条 住民投票の開票要件	20
第20条 投票結果の告示等	20
第21条 再請求等の制限期間	21
第22条 投票及び開票	21
第23条 結果の尊重	21
第24条 委任	22
住民投票の流れ	23
住民投票請求の手続きの流れ	24
【資料】柴田町住民投票条例施行規則	25

【住民投票条例制定の趣旨】

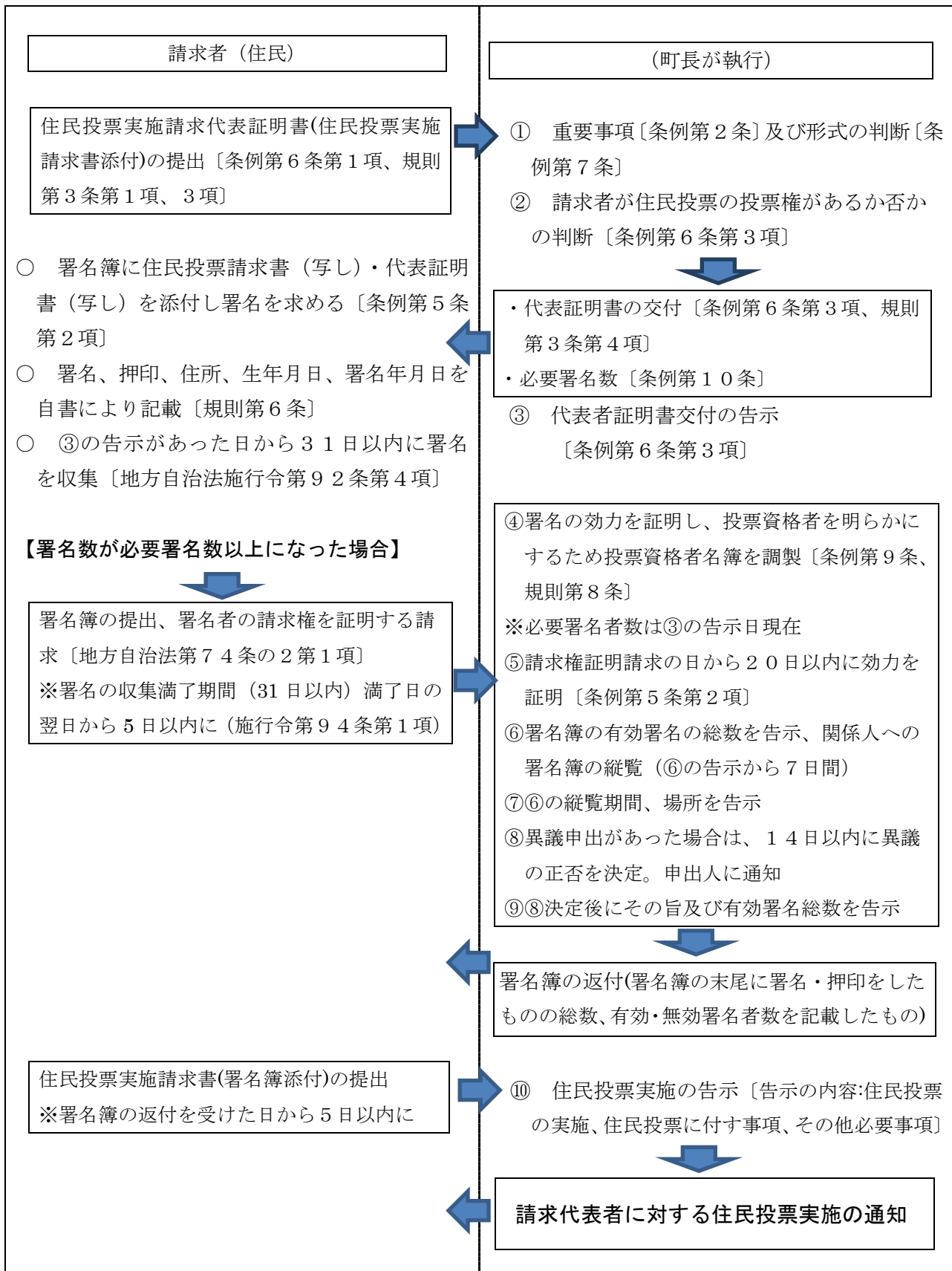
- 1 この条例は、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例（平成21年条例第40号。以下「まちづくり基本条例」という。）第32条の規定に基づいて、住民の意思に沿ったまちづくりを進めるため、直接住民の意思を問う住民投票に関して、実施に関する具体的な手続その他必要な事項を定めるものです。
- 2 住民投票制度には、あらかじめ住民投票の対象となる事項や発議要件などを定めた条例が制定され、要件を満たしたとき、いつでも投票が実施できる「常設型」と、住民意思の確認の必要性が生じた場合に、首長や議員の提案または地方自治法第74条に基づく直接請求により、案件ごとに議会の議決を経て条例を制定し、住民投票を実施する「個別型」の2種類がありますが、まちづくり基本条例では、個別の案件ごとに住民投票条例を設けるのではなく、「常設型」として制度を確立し、住民の権利として明確に位置付けています。
- 3 住民投票には、拘束型と諮問型の2つの種類があります。「拘束型」は、住民投票の結果が出た場合、町長や議会がその結果に拘束され、その結果に従わなければならなくなります。しかし、議会や町長など地方公共団体の機関の権限は、基本的に法律によって付与されているから、条例に基づく住民投票の結果によって、法により付与されている権限を超えるような権限を付与する制度を設けることは、日本国憲法第94条で規定する『法律の範囲内で条例を制定することができる』という制限を逸脱し、同法に違反となる可能性があります。また、まちづくり基本条例第32条第2項では、「議会及び町長は、住民投票の結果を尊重するものとします。」と規定していることから「諮問型」とします。
- 4 住民投票といっても、全てのことを住民投票で決めるわけではありません。住民投票の対象とするものは、柴田町が直面する重要課題、柴田町の根幹に関わるような課題、将来に決定的な影響を及ぼすような課題に限ることとしています。このような対応はまちづくりを進めるうえでの基本的な方向について、住民が主権者の責任において住民の意思をはっきり示して、町長や議会の政治判断の方向性を示唆する意味は大きいと考えます。
- 5 このようなことから、まちづくりの特定の課題に関し一定以上の要件を満たした請求があれば、住民投票を行うことで直接住民の意思をよりの確に反映させようというものです。まちづくりを進めるうえでの住民にとってのセーフティーネット（安全網）との位置付けでもあります。しかし、全て住民投票をするというものではなく、その分成立要件を高くして、それでも、多くの住民の声が集まれば、直接住民の意思を問うための住民投票はやはり必要だろうという考えです。

次ページより「柴田町住民投票条例」について、条項ごとの趣旨や解釈・運用について、詳しく解説を行っておりますので、発議手続き等の際にお役立てください。

【住民投票までの流れ】



住民投票請求の手続きの流れ



(目的)

第1条 この条例は、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例（平成21年柴田町条例第40号。以下「まちづくり基本条例」という。）第32条の規定に基づき、住民による直接投票（以下「住民投票」という。）の制度を設けることにより、町の将来にかかわる重要な事項（以下「重要事項」という。）について、住民投票によって示された住民の意思をまちづくりに反映し、もって公正で民主的なまちづくりの運営及び住民福祉の向上を図るとともに、住民のまちづくりへの参加を推進することを目的とする。

【趣旨】

この条例がまちづくり基本条例の規定に基づき制定されること。住民投票条例が規定している内容の概要と制定の目的を明らかにするものです。

【解釈・運用】

- 平成21年4月に施行された柴田町住民自治によるまちづくり基本条例（以下「まちづくり基本条例」という。）において、具体的な手続等については「別に条例で定め」とされていることから、この条例では、住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものです。
- まちづくり基本条例第3条第1項第1号で、住民とは「町内に住む個人、町内で働き、又は学ぶ個人及び第4号に規定する住民活動団体で活動する個人をいいます。」と定義しております。しかし、住民投票は柴田町の根幹に関わるような課題、将来に決定的な影響を及ぼすような課題に限って、主権者の責任において住民の意思をはっきり示して、町長や議会の政治判断の方向性を示唆する手段の一つであることから、まちづくり基本条例第32条で住民の範囲を「本町の区域内に住所を有する者（法人を除く。）」としており、本条例においても住民の定義は「本町の区域内に住所を有する者（法人を除く。）」となります。
- この条例は、町政運営に係る重要事項について、住民投票を実施し、住民の意思確認を行ない、議会並びに町長はその結果を尊重した上で町政に反映させることにより、住民参画を推進し、「住民が主役のまちづくり」に資することを目的としています。

《柴田町住民自治によるまちづくり基本条例抜粋》

(住民投票制度)

第32条 町は、住民（本町の区域内に住所を有する者（法人を除く。）をいいます。以下この条において同じです。）の意思に沿ったまちづくりを進めるため、住民投票の制度を設けるものとします。

2 議会及び町長は、住民投票の結果を尊重するものとします。

(住民投票に付することができる重要事項)

第2条 住民投票に付することができる重要事項とは、住民に直接賛否を問う必要があると認められる事項であって、町及び住民全体に直接の利害関係を有するものとする。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1) 町の権限に属しない事項。ただし、町の意味として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。
- (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) 町の組織、人事及び財務に関する事項
- (4) 前3号のほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

2 前項に定めるもののほか、既に住民投票に付された事項又は町議会により意思決定が行われた事項にあつては、改めて住民に直接その賛成又は反対を確認することが必要とされる特別な事情が認められるものとする。

【趣旨】

住民投票を実施することができる「重要事項」について定めるものです。

【解釈・運用】

(第1項)

- 住民投票は、住民が直接投票という手段を用いた住民参画の仕組みであり、町及び住民全体に大きな影響を及ぼす事案について実施されることが想定されます。その中において、住民投票制度は二者択一を基本とすることなどを踏まえると、町政運営に係る重要事項の全てが投票の対象事項としてなじむものではありません。
- 「住民投票に付することのできる重要事項」とは、次のいずれにも該当するものです。
 - ① 町及び住民全体に直接の利害関係を有する事項であること。
 - ◆ 「直接の利害関係」とは、町政運営及び住民の生活に直接的に具体的な影響を及ぼすものをいいます。
 - ② 住民に直接その賛成又は反対の意思確認をする必要がある事項であること。

[第1項第1号]

- 「町の権限に属さない事項」とは、町が自ら実施主体となり得ないものをいいます。具体的には、次のようなものがあります。
 - 例・・・大臣、県知事の権限事項など。
 - 大臣【憲法・法律の制定及び改廃、外交、防衛など】
 - 県知事【県条例の制定及び改廃、県立施設の設置、県道の整備など】

(具体例)

- ① 国の出先機関の設置又は廃止を決定すること。
- ② 県立病院の設置を決定すること。
- ③ 国道、県道、河川等の整備を決定すること。

[第1項第1号ただし書き]

- 「ただし、町の意味として表示しようとする場合は、この限りでない。」とは、「町の権限に属さない事項」であっても、法令の規定により町長の意見を求められる案件はもとより、町として団体の意思を表明するものについて住民投票は可能であるとするものです。

(具体例)

- ① 県に県立病院の設置を求めること。
- ② 国又は県に国道（又は県道）の整備を求めること。

③ 国の出先機関の存続を求めること。

④ 産業廃棄物処理場の設置を求めること。(法令の定めに基づく意見を述べること。)

(第1項第2号)

- 既に法令上で住民投票が規定されているものについては、この条例に定める住民投票制度ではなく、法令に基づく手続により投票を請求することができるため対象から除くものです。

法令で住民投票が規定されているものの具体例は、次のとおりです。

(具体例)

① 町議会の解散請求(地方自治法第76条)

② 町議会議員の解職請求(地方自治法第80条)

③ 町長の解職請求(地方自治法第81条)

④ 合併協議会の設置(市町村の合併の特例等に関する法律第4条)

《地方自治法抜粋》

第76条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる。

第80条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙区におけるその総数の三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができる。

第81条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請求をすることができる。

《市町村の合併の特例等に関する法律》

第4条 選挙権を有する者(市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。)をいう。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村(以下この条において「合併対象市町村」という。)の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

(第1項第3号)

- 職員の任免や指揮監督等の町の組織、人事の案件や予算の調製権や執行権の権限に関わる事項のほか町の執行機関の内部事務処理については、地方自治法に定める町長の専決事項であり、投票になじまないため対象から除くものです。

- 町の行う政策について財政支出を伴うものすべてを投票の対象から除外するものではなく、法律に基づく調製権や執行権の権限そのものを否定するものや、政策判断の伴わない日常の契約事務等の内部の事務処理を除外するものです。具体的には、次のものが

あります。

(具体例)

- ① 職員の昇格又は降格
- ② 課の設置など組織再編
- ③ 通常の契約事務

(第1項第4号)

- 第1号から第3号までに規定されているもののほか、現時点は想定されない事由が生じる可能性もあることから、概括的な項目を定めるものです。
- この号に基づき、対象から除外する場合にあっては、合理的な理由が必要となるため、住民に疑念を抱かれるような恣意的な解釈は許されません。第3者機関等の設置を行い公平な判断を行う必要があります。（「住民投票審査委員会」規則第4条）

除外される具体的例としては、次のようなものがあります。

(具体例)

- ① 特定の個人又は団体の誹謗中傷や権利利益を侵害するおそれのあるもの
- ② 特定の個人又は団体に対し利益を誘導するもの
- ③ 専ら特定の地域のみに関わる事項で住民に意見を確認する必要性が低い事項
(町道〇〇号線の歩道整備や拡幅等)

(第2項)

- 前項に掲げる住民投票不適事項のほか、「住民投票が実施された事項」と「議会で議決された事項」は住民投票の対象としません。しかし、二元代表制を原則とする現行の地方自治制度を補完する制度化であるため、下記の特別な事情が認められれば、住民投票は実施できます。ただし、「住民投票が実施された事項」については、本条例21条（再請求等の制限期間）により2年が経過するまでの間は、再請求できません。

★特別な事情の例

- ・ 社会情勢の急激な変化
- ・ 景気変動等による財政状況の大きな変化
- ・ 時間的経過や他の事業への代替等に伴う再検証 等

(投票資格者)

第3条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、投票日において本町の区域内に住所を有する年齢満20年以上の者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本国籍を有する者で、引き続き3箇月以上本町に住所を有するもの。ただし、他の市町村から本町に住所を移したもので住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日から引き続き3箇月以上本町の住民基本台帳に記録されているものに限る。
- (2) 外国人住民で、引き続き3箇月以上本町に住所を有するもの。ただし、他の市町村から本町に住所を移したもので住民基本台帳法第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日から引き続き3箇月以上本町の住民基本台

帳に記録されているもので、投票資格者名簿への登録を申請したものに限る。

- 2 前項第2号に規定する外国人住民とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
 - (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、投票資格を有しない。
 - (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第17条第1項から第3項までの規定（以下「選挙法規定」という。）により選挙権を有しない者
 - (2) 第1項第2号の規定に該当する者を公職選挙法第9条に規定する選挙権を有する者とみなして選挙法規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる者

【趣旨】

- 住民投票の投票資格者を明らかにするため規定するもので、年齢満20歳以上の住民で、在住要件、外国人の投票資格とその範囲について定めるものです。

【解釈・運用】

（第1項第1号）

- 「3箇月」の要件は、公職選挙法に基づく選挙では「地縁的關係などからみて、少なくとも引き続き一定期間その地域に住んでいる者に、その地域の住民としての権利を与えることが住民自治の趣旨にかなう」として3箇月間の在住要件を定めていることから、同様に規定したものです。また、「他の市区町村から本町の区域内に住所を移した者で同法第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日」を規定したのは、公職選挙法の規定を引用し、事務処理の關係で届出日と住民票の作成日にずれが生じる可能性があるためです。

（第1項第2号）

- 「外国人住民」については、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）により、一定期間（3箇月）以上日本に在留するものに対し、日本国籍を持つ者と同様に住民基本台帳法に基づく登録の義務を負うことから、投票資格を認めるものです。また、「外国人住民」については、日本国籍を持つ住民と同様に、町内に3箇月間以上在住していることを要件とするほか、本人の意思に基づき登録の申請を行い、投票資格者名簿に登録されることで投票資格を得るものとします。

（第2項）

- 外国人住民について定義するものです。

（第3項）

- 第1項の規定にかかわらず、住民投票制度が、町及び住民全体に係る重要事項について住民の意思を確認する重要な住民参画の制度であることを踏まえ、公職選挙法の考え方に準じ、以下の各号に該当する者については投票資格を与えないことを定めるもので

す。

(第3項第1号)

- 公職選挙法第11条第1項に規定する者とは、成年被後見人、禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者、禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）などをいいます。
- 公職選挙法第252条に規定する者とは、公職選挙法に基づき選挙犯罪を犯した者をいいます。
- 政治資金規正法第28条に規定する者とは、同法に基づき一定の犯罪を犯した者をいいます。
- 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第17条第1項から第3項に規定する者とは、同法に基づき一定の犯罪を犯した者をいいます。

(第3項第2号)

- 外国人住民については、日本国籍を持つ者と同様に公職選挙法に抵触する行為をした場合、投票権を与えないことを定めるものです。

(住民投票の発議及び請求)

第4条 前条第1項第1号に規定する投票資格者は、投票資格者の総数の50分の1以上の者の連署をもって住民投票を発議し、その代表者から、町長に対し、書面によりその実施を請求することができる。

2 町議会議員は、重要事項について、議員定数の12分の1以上の賛成（発議者を含む。）を得て、住民投票の実施について発議することができる。

3 町長は、自ら住民投票を発議することができる。

4 町長は、前3項の場合において、町議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。

5 町長は、第1項の請求に係る署名者数が投票資格者総数の4分の1以上の者の連署による住民請求を受理したときは、議会への付議を省略し、住民投票を実施しなければならない。

【趣旨】

- 住民投票の発議及び請求に必要な署名数及びその取扱い等について定めるものです。また、住民投票の発議権を「本町の区域内に住所を有する年齢満20年以上の者」としたのは、公職選挙法第19条第2項においては、毎年3月、6月、9月及び12月に選挙人名簿の登録を行うこととされていますが、公職選挙ほど頻繁に実施される見込みのない住民投票において、外国人住民も含めた名簿を年間4回登録することは非効率であると考えられますので、本町において選挙権を有する者を住民投票の発議者と定めました。これにより条例第6条に定める請求代表者証明書の交付等も速やかに処理することができます。

【解釈・運用】

(第1項)

- 請求資格者が自ら発議する場合に必要な投票資格者の署名数を規定するもので、地方自治法第74条第1項で規定する直接請求に必要な署名数（投票資格者総数の50分の1以上）と定めるものです。
（第2項）
- 議員発議に必要な賛同議員数を規定するもので、地方自治法第112条第2項で規定する議員の発議に必要な12分の1以上と定めるものです。
（第3項）
- 町長の発議権を定めるものです。
※ 第2項及び第3項については、地方自治法により認められている権利ですが、多くの方は了知しているとは思えないことから、条文として明記するものです。
（第4項）
- 前3項で住民投票が発議され、議会で住民投票の実施について議決された場合の取扱いについて定めるものであり、成立要件の議員の過半数以上の議決は地方自治法第116条の規定により通常の表決と同一とするものです。
（第5項）
- 請求資格者が自ら発議をする場合に収集した署名者数が（投票資格者総数の4分の1以上）の場合、議会の議決を得ずに住民投票を実施することを定めるものです。4分の1以上とした理由としては、議会の議決を要しない住民投票の実施に当たっては、より高い慎重性の確保が必要と考えられるため、首長のリコール（1/3）を上限として、合併特例法による合併協議会の設置の要求（1/6）を下限に設定しました。合併協議会の設置より、実際の是非を問う住民投票はハードルを高くするという考え方および成立要件を投票資格者総数の1/2以上としている点などから、首長のリコールに次ぐ厳格性を担保するという考え方からです。

（住民投票の請求手続等）

第5条 住民投票の請求に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式により行わなければならない。

2 住民投票の署名に関する手続等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第2項から第4項まで及び第7項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定による直接請求の例によるものとする。

【趣旨】

- 住民投票に係る事案の形式および住民投票の請求に係る手続きについて定めるものです。

【解釈・運用】

（第1項）

- 住民投票に係る事案の賛否は二者択一とすることを定めるものです。
住民投票の設問は、住民が容易に、かつ、正確に内容を理解できるものでなければならないこと、また、投票結果に解釈の余地が残ってはならないことから、設問形式は「賛成」「反対」のいずれかを選択する二者択一形式に限定することとしたものです。

(第2項)

- 住民投票の請求手続きについて規定するものです。請求の手続きについては地方自治法の第5章第1節で規定する「条例の制定及び監査の請求」に準じて事務手続きを行うことを定めるものです。
- 請求代表者は、「住民投票実施請求書」（規則第1号様式。以下「実施請求書」という。）に「住民投票実施請求者署名簿」（規則第4号様式。以下「署名簿」という。）と「住民投票実施請求署名収集証明書」（規則第6号様式）を添えて、条例第5条第2項に規定する町選挙管理委員会からの署名簿の返付を受けた日から5日以内に、町長に対して住民投票の実施請求を行わなければならないとしています（規則第11条第1項関係。なお、実施請求書は、代表者証明書の交付の際に請求代表者に返付されます。）。この場合、5日目が町の休日（土日、祝日及び12月29日から1月3日）に当たるときは、柴田町の休日を定める条例第2条の規定により、その翌日が実施請求の期限となります。
- 町長は、請求代表者からの実施請求を受理したときは、その旨を請求代表者に通知することとしています（規則第11条第4項関係）。ただし、次の事項に該当する場合は、請求代表者からの請求を却下することとしています（規則第11条第2項、第3項関係）。
 - (1) 署名簿の有効署名の数が必要署名者数に達していないとき
 - (2) 実施請求の期間を経過しているとき
 - (3) 町長が3日以内の期限を付けて補正を求めたにもかかわらず、請求代表者が期限までに補正をしないとき

《地方自治法抜粋》

第74条

- 2 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 4 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令の定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 7 第一項の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙が行なわれることとなるときは、政令で定める期間、当該選挙が行なわれる区域内においては請求のための署名を求めることができない。
- 8 選挙権を有する者は、身体の故障又は文盲により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者（条例の制定又は改廃の請求者の代表者及び当該代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。）に委任して、自己の氏名（以下「請求者の氏名」という。）を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。
- 9 前項の規定により委任を受けた者（以下「氏名代筆者」という。）が請求者の氏名を条例の制定

又は改廃の請求者の署名簿に記載する場合においては、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。

第74条の2 条例の制定又は改廃の請求者の代表者は、条例の制定又は改廃の請求者の署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出してこれに署名し印をおした者が選挙人名簿に登録された者であることの証明を求めなければならない。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、その日から二十日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、その日から七日間、その指定した場所において署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。

3 前項の署名簿の縦覧の期間及び場所については、市町村の選挙管理委員会は、予めこれを告示し、且つ、公衆の見易い方法によりこれを公表しなければならない。

4 署名簿の署名に関し異議があるときは、関係人は、第二項の規定による縦覧期間内に当該市町村の選挙管理委員会にこれを申し出ることができる。

5 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から十四日以内にこれを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、直ちに第一項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示し、その申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を申出人に通知しなければならない。

6 市町村の選挙管理委員会は、第二項の規定による縦覧期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定によるすべての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を条例の制定又は改廃の請求者の代表者に返付しなければならない。

第74条の3 条例の制定又は改廃の請求者の署名で左に掲げるものは、これを無効とする。

(1) 法令の定める成規の手続によらない署名

(2) 何人であるかを確認し難い署名

2 前条第四項の規定により詐偽又は強迫に基く旨の異議の申出があつた署名で市町村の選挙管理委員会がその申出を正当であると決定したものは、これを無効とする。

3 市町村の選挙管理委員会は、署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができる。

(請求代表者証明書の交付等)

第6条 第4条第1項の規定により実施を請求しようとする代表者(以下「請求代表者」という。)は、町長に対し、規則で定めるところにより、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書(以下「実施請求書」という。)をもって当該事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当することの確認を請求し、かつ、文書をもって代表者であることの証明書(以下「代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求及び申請があつたときは、実施請求に記載された住民投票に付そうとする事項及びその趣旨が第2条に規定する重要事項及び前条第1項の形式に該当することを確認し、柴田町選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)にその旨を通知しなければならない。

3 町長は、請求代表者が選挙人名簿に登録されている場合は、請求代表者であることの証明書を交付し、直ちにその旨を公表しなければならない。

【趣旨】

- 投票資格者が、発議の主宰者として住民投票実施の本請求に向けた署名収集などの手続を進めるに当たっては、町長から「住民投票実施請求代表者証明書」（規則第3号様式。以下「代表者証明書」という。）の交付を受け、その旨を告示される必要があり、本条では、そのための申請や交付に関する手続等について定めるものです。

【解釈・運用】

（第1項）

- 投票資格者が請求代表者になるためには、「住民投票実施請求代表者証明書交付申請書」（規則第2号様式。）と住民投票実施請求書の2つの文書をもって、町長に対し、代表者証明書の交付申請を行う必要があることを定めるものです。

（第2項）

- 署名活動開始前に住民投票に付そうとする事項の内容及び形式について確認するとともに、選挙管理委員会に対し、請求代表者が選挙人名簿に登録されている者か確認するという手続きについて定めるものです。

（第3項）

- 前項の規定により請求代表者が選挙人名簿に登録されていることが確認された場合、請求代表者に証明書を交付し、その旨を告示することを定めるものです。

（住民投票の形式）

第7条 住民投票は、二者択一で賛否を問う形式とする。

【趣旨】

- 住民投票の選択肢の設定方法を明らかにするものです。

【解釈・運用】

- 住民投票制度は、住民に直接意思を確認し、その結果を踏まえ町長や議会が意思決定を行っていくことを目的とした制度であるので、住民投票の対象事項については、議論が十分に行われ選択肢が2つに集約されるような状況下でなければ、住民の意思を明確に表明されないことから二者択一としました。

（住民投票の執行）

第8条 住民投票は、町長が執行するものとする。

2 町長は、第4条第4項及び第5項の規定により住民投票を実施するときは、直ちにその要旨を公表するとともに、選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

3 町長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

【趣旨】

- 住民投票の執行者と住民投票の管理及び執行に関する事務の一部について、地方自治法の規定に基づき選挙管理委員会に委任することを明らかにするものです。

【解釈・運用】

(第1項)

- 住民投票の執行者を明らかにするものです。

(第2項)

- 住民投票の実施が決定したときは、町長は直ちにその要旨を公表することを定めるものです。また、住民投票の執行については、次項で規定するとおり選挙管理委員会に委任することになりますので、選挙管理委員会へ実施の旨を通知するものとしています。なお、この通知の日が第11条第1項で定める投票日を定める基準日となります。

(第3項)

- 「住民投票の管理及び執行に関する事務」を選挙管理委員会に委任することを定めるものです。「住民投票の管理及び執行に関する事務」とは、住民投票の実施を請求する際に必要な署名の審査に係る事務及び住民投票を実施する際の投票所の開設並びに投票期日の設定等を意味しています。また、「選挙管理委員会に委任する」とこととしたのは、選挙管理委員会は、町長から独立した行政委員会であるということに加え、投票や開票に関する事務についてのノウハウを有しているため、中立性や効率性の点からも、住民投票の実務については、町長から町の選挙管理委員会に委任することで、住民投票の公正な実施を担保するためです。

(投票資格者の登録)

第9条 選挙管理委員会は、投票資格者の氏名、住所、性別及び生年月日等を記載した名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を調製し、保管しなければならない。

- 2 選挙管理委員会は、住民投票を実施する場合には、第11条第2項の規定による当該住民投票の告示の日の前日現在における投票資格者を同日に投票資格者名簿に登録しなければならない。

【趣旨】

- 投票資格者名簿の調製を義務付けるものです。

【解釈・運用】

(第1項)

- 公職選挙法に基づく選挙と同様、住民投票の実施に当たっては、投票資格者名簿を調製しなければならないことを定めるものです。この条例による住民投票制度は、満20歳以上の日本国籍を有する者及び満20歳以上の外国人住民にも投票資格があるため、公職選挙法による選挙人名簿をそのまま投票資格者名簿とすることはできません。このことから、選挙人名簿（満20歳以上の住民）、満20歳以上の外国人住民で名簿への登録申請をした者の2種類のものをあわせて新たに投票資格者名簿として作成することとなります。

ここに定める記載事項は、投票資格者本人であることを確認し得る最小限の情報です。

(第2項)

- 投票資格者名簿の調製の期日を明らかにするものです。

(住民投票の請求に必要な署名数の告示)

第10条 選挙管理委員会は、前条第1項の規定により投票資格者名簿の登録を行ったときは、直ちに投票資格者名簿に登録されている者の50分の1及び4分の1の数を告示しなければならない。

【趣旨】

- 住民投票の請求に必要な署名数を告示することを義務付けるものです。

【解釈・運用】

- 「必要署名数を告示する」こととしたのは、住民投票の請求のための署名の収集活動においては、請求に必要な署名の数を把握する必要があるためです。

(住民投票の期日)

第11条 選挙管理委員会は、第8条第2項の規定による通知があった日から起算して60日を超えない範囲内において住民投票の期日（以下「投票日」という。）を定める。

2 選挙管理委員会は、前項により投票日を定めたときは、当該投票日その他規則で定める事項を当該投票日の5日前までに告示しなければならない。

3 第1項の規定により投票日を定めた以後、当該投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙又は宮城県若しくは柴田町の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができる。この場合において、選挙管理委員会は、速やかにその旨を告示し、変更後の住民投票の期日の少なくとも5日前までにその期日を告示しなければならない。

【趣旨】

- 住民投票の投票日などを明らかにするものです。

【解釈・運用】

(第1項)

- 選挙管理委員会が、第8条第2項の規定による通知のあった日から起算して60日を超えない範囲で投票日を定めることを義務付けたものです。

(第2項)

- 住民投票を実施する期日を定めた場合には、投票を実施する5日前までにその旨を告示することを義務付けるものです。

(第3項)

- 第1項の投票日を定めた以降に特別な事情で投票日を変更した場合の取扱いを定めるもので、選挙管理委員会がその投票日を5日前までに告示することを義務付けたものです。また、公職選挙法の規定と異なり満20歳以上の外国人住民にも投票資格を認めていることや、選挙期間中の住民投票の投票運動が公職選挙法に抵触する懸念もあることなど、選挙運動や投票において有権者の混乱が生ずることが考えられるため、極力、投票日が重ならないよう措置できるよう規定したものです。

(投票所)

第12条 投票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

2 選挙管理委員会は、投票日の5日前までに投票所を告示しなければならない。

【趣旨】

○ 投票所の指定について明らかにするものです。

【解釈・運用】

(第1項)

○ 投票所の指定は選挙管理委員会に委任することを定めたものです。

(第2項)

○ 投票所を指定した場合には、5日前までにその旨を告示することを義務付けるものです。

※ この条例では、投票資格者に一定の条件を備えた外国人住民を含めていることから、公職選挙法に基づく投票と同日の投票となった場合、選挙権を有しない者は、原則、選挙の投票所へ入場できないとする公職選挙法第58条の制約があることから、投票資格者の選挙権の有無により、投票所をそれぞれ別個に設ける必要があります。

(投票の方法)

第13条 住民投票は、1の投票事項につき1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票の投票を行う投票資格者は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票資格者は、代理投票をすることができる。

【趣旨】

○ 投票の方法について明らかにするものです。

【解釈・運用】

(第1項)

○ 投票資格者が投票できる票数を明らかにするとともに投票の方法を定めるものです。選挙は、投票によって行うもので、1人1票（公職選挙法第36条）の平等の原則によるものであることが規定されています。

また、選挙における投票の秘密は、これを侵してはならないとされています（憲法第15条第4項）。憲法、公職選挙法を準用し、住民投票における投票は1人1票とします。「一つの投票事項につき1人1票の投票」としたのは、住民投票に付す重要事件が複数発生した場合を想定し、対処するためです。

(第2項)

○ 選択の方法を明らかにするとともに、投票は投票資格者が自ら行うことを義務付ける

ものです。

また、投票用紙に候補者名等を自書する自書式投票に対して、あらかじめ投票用紙に印刷された候補者名等に、○の印をつけて投票する記号式投票は投票の効力の判定が容易により、無効投票の減少が期待できること、短時間で投票が済むこと、開票作業の短縮できることから、記号式投票とします。

(第3項)

- 第2項の例外規定で特別な事情がある場合は、代理投票ができることを定めたものです。

(投票所における投票)

第14条 投票資格者は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本との対照を経て、投票をしなければならない。

【趣旨】

- 投票所における投票資格者の確認方法について明らかにするものです。

【解釈・運用】

- 投票人自ら投票区の投票所に行き投票することは、本人投票主義を明らかにしたもので、秘密投票の趣旨を貫き選挙の公正を担保することになります。
- 住民投票の実施に当たっては、条例第9条で公職選挙法に基づく選挙と同様、投票資格者名簿を調製しなければならないことを定めており、名簿と対照することにより各選挙における投票所での投票方法を、住民投票に採用することは投票人に混乱を招かない方法であると考えます。

(期日前投票等)

第15条 投票資格者は、前条の規定にかかわらず、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

2 前項の期日前投票は公職選挙法第48条の2の規定による期日前投票の例によるものとし、不在者投票は同法第49条の規定による不在者投票の例によるものとする。

【趣旨】

- 期日前投票及び不在者投票について明らかにするものです。選挙の当日、一定の事由(疾病・負傷・妊娠等によって歩行が困難である場合等)によって投票所に行き投票することができない投票資格者又は身体に重度の障害がある投票資格者のために、投票日の前でも投票することができるという制度を、住民投票に準用するものです。

【解釈・運用】

(第1項)

- 投票資格者が期日前投票又は不在者投票により住民投票ができることを定めるものです。

(第2項)

- 第1項で定める期日前投票又は不在者投票の実施の方法について、公職選挙法の例に

よって行うことを義務付けるものです。

(無効投票)

第16条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の選択肢のいずれに記載したのかが判明し難いもの
- (6) 白紙投票

【趣旨】

○ 住民投票の無効投票の内容を明らかにするものです。

公職選挙法第68条第1項において、衆参両議院議員の選挙以外の選挙の投票についての無効投票の規定があります。柴田町住民投票条例は、この規定をもとにしています。

【解釈・運用】

○ 投票の形式的無効要因を例示的に列挙しています。

投票が有効であるためには、

- ① 投票資格者のした投票であること
- ② 適法な住民投票の手續によったものであること
- ③ 適法な投票所で行われたものであること
- ④ 適法な投票用紙が使用されていること
- ⑤ 適法な記載であること等の形式的要件を備えていなければならない。

しかし、投票箱に投じられたどの投票が実質的に無効であるかは投票自体から識別できないし、また、投票が適法な手續でなされたかどうかの判断を一連の投票手續の中途ですることは適当でないので、開票の際には、もっぱら投ぜられた投票自体によって形式的要件について判断して効力を決定すべきものとしています。

○ 点字投票の場合にも、本条の規定に準じて、次のような場合は無効の投票としています。(規則第19条関係)。

- ① 点字用の投票用紙を用いないもの
- ② 賛成又は反対以外の事項を記載したもの
- ③ 賛成又は反対を自書しないもの
- ④ 賛成及び反対をともに記載したもの
- ⑤ 賛成又は反対のいずれを記載したのか確認し難いもの

(情報の提供)

第17条 選挙管理委員会は、投票日の前日までに、住民投票に係る請求又は発議の内容の趣旨及び第11条第2項に規定する告示の内容その他住民投票に関し必要な情報を町広報その他適当な方法により、投票資格者に提供するものとする。

2 町長は、第6条第1項の請求代表者証明書の交付申請が提出された場合は公聴会を

開催し、公聴会の開催に当たっては、次の事項を公表しなければならない。

- (1) 公聴会の開催日時及び開催場所
- (2) 住民投票に付そうとする内容及び関連事項
- (3) 意見を述べることができる者の範囲
- (4) その他必要な事項

【趣旨】

- 住民投票の実施に当たり、投票の対象事項に関する住民の理解や関心を高めるとともに、投票の判断の基準となる情報提供をどのように行うべきかを明らかにするものです。

【解釈・運用】

(第1項)

- 町長は、住民投票を実施する際に、誤った情報が住民に提供され、それが意思決定を左右することがないように、住民投票に関し、必要な情報を広報、ホームページ等を活用して情報提供を行うことを義務付けたものです。

住民投票における行政の役割、そしてそのトップとしての町長の役割は、まずは賛否に偏らない立場からの情報提供であり、あるいは賛成反対両派が議論を戦わせる土俵作りやその議論を公平に運営する役割に徹し、情報提供に当たっては、住民が適切な判断を行えるよう、投票日等の事務的な情報だけではなく、賛成・反対両面からの意見を広報に掲載すること等に十分留意するものとします。

そのため、町は、町が有する情報を住民が容易に理解できるような形で整理し、情報提供を行う必要があります。

(第2項)

- 住民投票は賛否を決めるだけで、民主主義に不可欠な政策決定に至るまでの議論の過程をつくるのが難しいことから、住民に賛否を比較する情報が提供され、十分に検討された上で意見が形成されるよう住民投票実施の前段階として広く情報を共有し、投票資格者が適切な判断により投票を行えるよう、公聴会を開催する旨と、その際に住民に公表する内容を列挙しています。

公聴の場を設けることで、多くの方との情報共有が促進されるとともに、双方の意見を述べる機会を確保することを目的としています。

(投票運動)

第18条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等住民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

【趣旨】

- 住民投票の実施を告示した後の投票運動の方法について規定するものです。

【解釈・運用】

- 住民が投票の対象事項について熟慮し、適切な判断を行うための情報を得るには、その前提として投票の対象事項に関する住民の自由で活発な議論が必要であり、公職選挙法が適用されないため、同法の罰則に関する規定は適用されません。しかし投票運動を原則自由とする場合においても、買収、脅迫等の行為は住民生活を脅かし、住民の間の

健全な議論を阻害しないよう、注意喚起を行う必要があることから倫理規定にとどめて
います。

- 選挙で禁止されている戸別訪問なども、住民同士が直接議論できる重要な情報提供と
考え、買収、脅迫など以外の投票活動は自由とします。公職選挙法ではホームページや
ブログなどの活用は枚数制限のあるビラやポスターと同様とされ、選挙期間中の更新が
できませんが、住民投票ではホームページやブログなども活用することができます。ま
た、ビラやポスターの枚数制限もありません。

(住民投票の開票要件)

第19条 住民投票は、1の投票事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票
資格者数の2分の1に満たないときは、開票作業その他の作業は行わないものとする。

【趣旨】

- 投票結果の信頼性と尊重義務を担保するため、投票の成立要件等を規定するものです。
住民投票は、政策等の方向性を決めるものであり、投票結果についてはまちづくり基本
条例において尊重義務が規定されていますが、投票率が低い場合であっても尊重するこ
とが適当であるかが問題となります。

【解釈・運用】

- 住民投票を実施するに当たって、一の投票事項について投票した者の総数が投票資格
者数の2分の1以上になった場合に成立することを定めています。
成立要件を設定したのは、住民投票制度は、町及び住民全体に直接利害関係がある重
要事項の方向性を決めるものであり、投票結果について信頼性を確保するために一定の
基準が必要と考えております。
成立要件を「投票資格者の総数の2分の1以上」としたのは、投票資格者の少なくと
も半数以上が投票に参加したということをもって、投票に参加していない住民に対しても投票結果に信頼性を持たせること。
また、議会等の定足数の原則(過半数の出席)を勘案して「投票率50%以上」が必要
であるとしします。
- 不成立の場合でも開票した場合には、まちづくり基本条例の規定によりその結果を尊
重しなければならないように受け取られ、町政に混乱を招くおそれがあるため、開票は
行いません。

(投票結果の告示等)

第20条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示す
るとともに、当該告示の内容を町長に報告しなければならない。

2 町長は、選挙管理委員会から前項による報告があったときは、その内容を直ちに当
該請求に係る代表者に通知するとともに、町議会議長に報告しなければならない。

【趣旨】

- 住民投票の結果等の告示と通知の手続について規定するものです。

【解釈・運用】

(第1項)

- 選挙管理委員会が、住民投票の投票後に開票したときに、直ちに告示し、町長に通知することを義務付けたものです。「住民投票の結果」とは、開票した内容（投票率、投票の成立・不成立、賛成票・反対票の票数及び比率等）をいいます。

(第2項)

- 町長に対して、選挙管理委員会から開票結果について通知があった場合、請求代表者及び町議会の議長に通知することを義務付けたものです。

(再請求等の制限期間)

第21条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について第4条の規定による発議及び請求をすることができない。

【趣旨】

- 制度の適切な運用を図るため、住民投票が実施され結果が公表された後、再度同一の事案又は同旨の事案について投票の請求を行うことができない期間を規定するものです。

【解釈・運用】

- 請求の制限期間を設けたのは、同一の事案について何度でも請求することができる場合、開票結果が出た後、すぐにその開票結果に反対する請求等が行われることが懸念されるためです。また、住民投票の投票結果は、単なる多数意見が形成されたものではなく、多くの人、時間、費用を費やした上で住民の総意として示されたものであり、そのため、投票の結果に一定の効力期間を定めるものです。
- 一定の効力期間を2年間としたのは、町議会議員及び町長の選挙が4年ごとに行われるため、少なくとも2年を経過すれば選挙の争点になりうる点を考慮しました。

(投票及び開票)

第22条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定の例による。

【趣旨】

- 住民投票の投票及び開票の手続が公職選挙法、公職選挙法施行令、公職選挙法施行規則の例によることを明らかにするものです。

(結果の尊重)

第23条 議会及び町長は、まちづくり基本条例第32条第2項の規定により住民投票の結果を尊重する。

【趣旨】

- 住民投票条例は諮問型であることから、住民投票の結果を議会及び町長は尊重するよ

う規定したものです。

【解釈・運用】

- 「尊重」とは、単に投票結果を参考とすることにとどまらず、投票結果を慎重に検討し、これに十分な考慮を払いながら、議会と町長が意思決定を行っていくことと考えられます。このため、議会と町長は、それぞれの意思決定について、住民に対する十分かつ明確な説明責任を果たす必要があると考えます。
- 住民投票の結果は、本来、誰もが尊重すべきものですが、町長・議会と住民とではその責任の重さが異なり、また、住民投票は、議会と町長の意思決定にその投票結果を反映させるものであるという点を考慮する必要があります。このことから、住民自治によるまちづくり基本条例第32条第2項でも、投票結果を尊重するとされているのは町長と議会であり、住民に対する尊重義務は規定されていません。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

- この条例の施行に関し必要な申請手続や各種様式については規則に委任し、定めることを明らかにしたものです。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

【趣旨】

- 本条例の施行日を明らかにするものです。

《参考》

「例による」の考え方

- ・住民投票については、直接請求や選挙とほぼ同様の事務を行うことになるが、これらをすべて規定すると膨大な量となり、今後、公職選挙法などの改正が行われた場合など運用に当たり、支障が生じるおそれがある。そのため、直接請求や選挙と同じ事務を行う部分については、直接規定せず、これらの「例による」こととしています。

柴田町住民投票条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、柴田町住民投票条例（平成25年柴田町条例第1号。以下「条例」という。）の実施のため必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(実施請求書等)

第3条 条例第4条第1項に規定する実施請求は、住民投票実施請求書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第6条第1項の規定により住民投票実施請求書に記載する住民投票に付そうとする事項の趣旨は、1,000字以内で記載しなければならない。

3 条例第6条第1項に規定する申請は、住民投票実施請求代表者証明書交付申請書（様式第2号）により行うものとする。

4 条例第6条第3項に規定する代表者証明書は、住民投票実施請求代表者証明書（様式第3号）によるものとする。

5 町長は、条例第6条第1項の規定による申請を受理し、請求代表者が投票資格者であることを確認したときは、速やかに次条に規定する住民投票審査委員会に対して、請求された事項について条例第2条に該当するかどうかの審査を文書にて依頼しなければならない。

6 住民投票審査委員会は、前項による依頼を受けてから7日以内に請求された事項について審査し、その結果について町長へ文書にて通知しなければならない。

(住民投票審査委員会)

第4条 前条第5項に規定する審査を行うため、町長は、柴田町住民投票審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、委員5人以内で組織し、委員は町長が委嘱する。

3 前条第6項による審査終了後、任期を終えるものとする。

(代表者証明書の交付申請等の却下)

第5条 町長は、条例第6条第1項の規定による請求又は申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、その請求及び申請を却下するものとする。

(1) 条例第6条第2項の規定に該当しないとき。

(2) 条例第6条第3項の規定による確認ができないとき。

(署名簿及び署名等)

第6条 署名簿は、住民投票実施請求者署名簿（様式第4号）によるものとする。

2 署名等（印を押すことを除く。次項において同じ。）は、漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字、ローマ字及び町長が認める記号でし、かつ、判読し得るものとしなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、署名等は、盲人が点字（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）別表第1に定める点字をいう。以下同じ。）で自書することによりすることができる。

(署名等の委任)

第7条 請求代表者は、投票資格者に委任して、署名等を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、住民投票実施請求書又はその写し及び住民投票実施請求代表者証明書又はその写し並びに住民投票実施請求署名収集委任状(様式第5号)を添付した住民投票実施請求者署名簿を用いなければならない。

2 請求代表者は、前項の規定により署名等を求めるための委任をしたときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。

(審査名簿の調製)

第8条 町長は、審査名簿(条例第9条第2項の規定による投票資格者名簿をいう。以下同じ。)の調製のために必要な限度において、条例第3条第3項各号のいずれかに該当する者についての情報であって、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第3項(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条第4項の規定により準用する場合及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第17条第4項の規定により適用される場合を含む。)又は後見登記等に関する省令(平成12年法務省令第2号)第13条の規定により町長が知り得たものを利用することができる。

2 町長は、審査名簿の調製のために必要があると認めるときは、住民投票の投票権の有無その他必要な事項を調査することができる。

(審査名簿の表示及び訂正等)

第9条 町長は、審査名簿に登録されている者が死亡したことを知った場合は、速やかに審査名簿にその旨を表示するものとする。

2 町長は、審査名簿に登録されている者の記載内容に変更があったこと又は誤りがあることを知った場合は、速やかにその記載の修正又は訂正をするものとする。

(審査名簿の抄本の閲覧等)

第10条 町長は、条例第9条第1項の規定により調製した名簿を閲覧させるときは、閲覧開始の日の3日前までに閲覧の期間及び場所を告示するものとする。

2 前項の規定による閲覧及び異議の申出は、柴田町の休日を定める条例(平成元年柴田町条例第28号)第1条第1項に規定する町の休日においてもすることができる。

(署名簿の縦覧等)

第11条 町長は、署名簿を縦覧に供するときは、あらかじめ縦覧の期間及び場所を告示するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による縦覧について準用する。

(住民投票実施の請求等)

第12条 条例第4条第1項の規定による請求は、代表者が住民投票実施請求者署名簿の返付を受けた日から5日以内に、住民投票実施請求書に住民投票実施請求署名収集証明書(第6号様式)及び住民投票実施請求者署名簿を添えて行わなければならない。

2 前項の規定による請求があった場合において、住民投票実施請求者署名簿の有効署名等の総数が必要署名者数に達しないとき、又は前項に規定する期間を経過しているときは、町長は、同項の規定による請求を却下するものとする。

3 第1項の規定による請求があった場合において、その請求が適法な方式を欠いているときは、町長は、3日以内の期限を付けて同項の規定による請求を補正させるものとする。

る。この場合において、代表者がその定められた期限までに補正をしないときは、同項の規定による請求を却下するものとする。

4 条例第4条第1項の規定による請求を受理したときは、町長は、速やかにその旨を代表者に通知するものとする。

(署名等の押印に関する取扱い)

第13条 条例及び規則の定めにより、投票資格者が押印すべき場合において、外国人は署名することをもって足りるものとする。

(投票所)

第14条 条例第15条の規定による期日前投票の投票所の設置は、選挙管理委員会の指定する場所とする。

(投票管理者及びその職務代理者)

第15条 投票管理者は、当該住民投票の投票資格者の中から選挙管理委員会が選任する。

2 選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、当該住民投票の投票資格者の中からあらかじめ選任しておくものとする。

(投票立会人)

第16条 投票立会人は、当該住民投票の投票資格者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下(期日前投票にあつては、2人)を選挙管理委員会が選任する。

(投票用紙)

第17条 条例第13条第1項の規定による投票は、町長が別に定める投票用紙により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、点字による投票(以下「点字投票」という。)は町長が別に定める点字用の投票用紙により行うものとする。

(点字投票)

第18条 点字投票は、盲人が投票管理者に申し立てることにより行わなければならない。この場合において、投票管理者は、点字用の投票用紙を交付しなければならない。

2 点字投票を行う投票人は、点字用の投票用紙に、付議事項に賛成するときは賛成と、反対するときは反対と点字により自書しなければならない。

(点字投票の無効投票)

第19条 次の各号のいずれかに該当する点字投票は、無効とする。

(1) 点字用の投票用紙を用いないもの

(2) 賛成又は反対以外の事項を記載したもの

(3) 賛成又は反対を自書しないもの

(4) 賛成及び反対をともに記載したもの

(5) 賛成又は反対のいずれを記載したのか確認し難いもの

(代理投票)

第20条 条例第13条第3項の規定による代理投票は、身体の故障又は文盲により、○の記号を自書することができない投票人が、投票管理者に申請することにより行わせなければならない。

(投票記載所の掲示)

第21条 選挙管理委員会は、住民投票の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他

適当な箇所に付議事項又はその趣旨を掲示するものとする。

- 2 選挙管理委員会は、条例第11条第3項の規定による告示の日の翌日から住民投票の期日の前日までの間、期日前投票の投票所又は公職選挙法施行令第55条第3項の規定の例により置かれる不在者投票管理者が管理する不在者投票の投票を記載する場所内の適当な箇所に付議事項又はその趣旨を掲示するものとする。

(開票管理者及び開票立会人)

第22条 開票管理者は、当該住民投票の投票資格者の中から選挙管理委員会が選任する。

- 2 開票立会人は、当該住民投票の投票資格者の中から、本人の承諾を得て3人以上5人以下を選挙管理委員会が選任する。

(投票の点検等)

第23条 開票管理者は、開票立会人とともに、当該住民投票における投票所及び期日前投票の投票所の投票を混同して、投票を点検しなければならない。

- 2 開票管理者は、前項の規定による投票の点検が終わったときは、速やかにその結果を選挙管理委員会に報告しなければならない。

(複数の住民投票の同時実施)

第24条 複数の住民投票を同時に行う場合における投票及び開票の順序は、選挙管理委員会が定める。

- 2 複数の住民投票を同時に行う場合においては、条例第22条に規定するものを除くほか、投票及び開票に関する規定は、各住民投票を通じて適用する。

(委任)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

柴田町長 殿

住民投票実施請求書

柴田町住民投票条例第 4 条第 1 項の規定により、住民投票の実施を請求します。

1 請求事項

について賛成又は反対を問う住民投票

2 請求代表者

住 所	氏 名
	印

3 請求の趣旨

年 月 日

柴田町長 殿

住民投票実施請求代表者証明書交付申請書

住民投票実施請求代表者証明書交付申請者

住 所	氏名・印	生年月日

柴田町住民投票条例第 6 条第 1 項の規定により、住民投票実施請求書を添えて、
について、賛成又は反対を問う住民投票の
住民投票実施請求代表者証明書の交付を申請します。

年 月 日

住民投票実施請求代表者証明書

次の者は、
住民投票の実施請求代表者であることを証明します。

について賛成又は反対を問う

住 所	氏 名

柴田町長

印

様式第4号
(表紙)

年 月 日
<p>住民投票実施請求者署名簿</p> <p>について賛成又は反対を問う住民投票</p> <p>第 号</p>

有効 無効 の印	番号	署名 年月日	住所	生年月日	氏名	印	代筆をした場合（身体の故障又は文盲により署名簿に署名することができないときのみ代筆を行うことができます。）				備考
							代筆者 の住所	代筆者の 生年月日	代筆者 の氏名	代筆 者の 印	
		年 月 日	柴田町	年 月 日			柴田町	年 月 日			
		年 月 日	柴田町	年 月 日			柴田町	年 月 日			
		年 月 日	柴田町	年 月 日			柴田町	年 月 日			
		年 月 日	柴田町	年 月 日			柴田町	年 月 日			
		年 月 日	柴田町	年 月 日			柴田町	年 月 日			
		年 月 日	柴田町	年 月 日			柴田町	年 月 日			

署名審査の終了後、柴田町住民投票条例第5条第2項の規定により、この署名簿の縦覧を行います。

年 月 日

住民投票実施請求署名収集委任状

次の者に対し、
票に関して、住民投票実施請求者署名簿に住民投票実施請求のための署名等を求める
ことを委任する。

受任者の氏名	
住 所	

住民投票実施請求代表者

氏名・印

年 月 日

住民投票実施請求署名収集証明書

住民投票実施請求書に添えて提出する につ
いて賛成又は反対を問う住民投票に関して、住民投票実施請求者署名簿には、柴田町
住民投票条例第 5 条第 2 項の規定により、 年 月 日付けで告示され
た投票資格者の総数の 分の 1 (人) により有効署名があることを
証明します。

住民投票実施請求代表者

氏名・印



柴田町役場 まちづくり政策課

☎ 0224 - 54 - 2111

Fax0224 - 55 - 4172

柴田町まちづくり推進センター

☎ 0224 - 86 - 3631

Fax0224 - 55 - 3641

